

広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表実施要領

制定 令和元年 8 月 5 日
一部改正 令和 3 年 7 月 29 日
一部改正 令和 7 年 7 月 1 日

第 1 目的

本県においては、森林資源が充実する中、林業生産活動の継続性を確保しつつ、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体の確保・育成に取り組んでおり、この取組をさらに推進するために森林経営管理制度等を活用することとしている。

このため、本県が作成する林業経営体名簿への登録を希望する林業経営体を公募、登録、公表し、市町等が県の公表する林業経営体の登録情報を活用することで、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにすることを目的とする。

第 2 林業経営体の定義

この要領の林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育又は素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合、会社又は個人経営等の組織形態は問わないものとする。

第 3 林業経営体の登録

- 1 県内で造林、保育、伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）を行う林業経営体のうち、第 5 の 1 による登録申請を行った者で、別表 1 の基準に適合する者は、「森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）」第 37 条第 2 項の規定により経営管理実施権を受けることができる林業経営体（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。
- 2 県内で森林施業を行う林業経営体のうち、第 5 の 2 による登録申請を行った者で、別表 2 の基準に適合する者は、「林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付 29 林政経第 316 号 林野庁長官通知）」に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。
- 3 1 の規定により意欲と能力のある林業経営者として知事の登録を受けた者は、2 に規定する育成経営体として登録されたものとみなす。
- 4 次のいずれかに該当する者は、第 3 の 1 及び第 3 の 2 の規定に基づく登録は申請できない。
 - （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に該当する者
 - （2）第 12 の 1 の（2）又は（4）に該当し登録を取り消され、その取り消しの日から 1 年を経過していない者
 - （3）広島県税の滞納がある者

第 4 林業経営体の公募

- 1 知事は、第 3 の 1 に規定する意欲と能力のある林業経営者を選定するため、原則として毎年 1 回、8 月に、当該公募の開始の日から 30 日以上の間を定めて公募を行うものとする。その

際、県はホームページ等を利用して、広く公募について周知するものとする。

- 2 知事は、公募の必要があると認める場合は、前項の規定によらず公募を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による公募は、第4の1の規定を準用する。
- 4 知事は、第3の2に規定する育成経営体については、随時登録の申請を受けるものとする。

第5 登録の申請

- 1 第3の1に規定する意欲と能力のある林業経営者の登録を受けようとする者は、第4の1の公募期間内に別紙様式第1号の登録申請書に、次の(1)及び(2)を記載するとともに、(3)から(17)を記載した別紙様式第3号及び別紙様式第4号を添付して知事に提出するものとする。
 - (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
 - (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町）
 - (3) 雇用の状況に関する情報（職員数、雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
 - (4) 技術者・技能者数に関する情報
 - (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
 - (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
 - (7) 事業区域に関する情報
 - (8) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
 - (9) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
 - (10) 主伐後の再造林の確保に関する情報
 - (11) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
 - (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
 - (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
 - (14) コンプライアンスの確保に関する情報
 - (15) 常勤役員の設置に関する情報
 - (16) その他、地域への貢献、表彰実績等に関する情報
 - (17) 経理的な基礎に関する情報
- 2 第3の2に規定する育成経営体の登録を受けようとする者は、別紙様式第2号の登録申請書とともに、1の(3)から(14)及び(16)について記載した別紙様式第3号並びに別紙様式第4号を知事に提出するものとする。
- 3 1及び2の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 登記事項証明書又は住民票の写し
 - (2) 納税証明書（広島県税）
 - (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
 - (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写し
 - (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
 - (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等の写し
 - (7) 共同販売・共同出荷に関する協定がある場合は協定書の写し
 - (8) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体がある場合は協定書等の写し
 - (9) 労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（修了証の写し等）
 - (10) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡

- しが完了した過去3年の事業実績の中から、各年の代表的なもの1件の契約書等の写し。)
- (11) 行動規範を作成している場合にはその写し又は所属する業界団体等が作成した行動規範を遵守することとしている場合は、その写し
 - (12) 直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類
 - (13) 技能者（フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、1級林業技能士、2級林業技能士）が在籍している場合は、そのことが確認できる書類（研修修了者名簿登録証、技能検定合格証等の写し）
 - (14) その他知事が定める書類

4 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることとする。

第6 市町の推薦

- 1 知事は、第5の1の規定による申請があった場合は、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町に対し、別紙様式第5号により、当該申請者に関する情報を提示するものとする。
- 2 市町長は、知事から提示のあった登録申請者のうち、森林経営等の実績に関し特別の事情を認め、意欲と能力のある林業経営者として登録すべき者がある場合は、別紙様式第6号により知事に推薦することができるものとする。

第7 登録の実施

- 1 知事は、第5の1による申請があった場合において、当該申請の内容が別表1の基準に適合すると認めるとき、又は、市町長から推薦を受けた場合はその推薦理由に登録すべき事情が認められるときは、次に掲げる事項を林業経営体名簿（別紙様式第7-1号及び第7-2号）の意欲と能力のある林業経営者として登録するものとする。
 - （1）第5の1の（1）から（17）までに掲げる事項
 - （2）登録番号及び登録年月日
 - （3）登録情報の変更年月日
 - （4）推薦した市町名及び推薦の理由
- 2 知事は、第5の2による申請があった場合において、当該申請の内容が別表2の基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を林業経営体名簿（別紙様式第7-1号及び第7-2号）の育成経営体として登録するものとする。
 - （1）第5の1の（1）、（3）から（14）及び（16）に掲げる事項
 - （2）登録番号及び登録年月日
 - （3）登録情報の変更年月日
- 3 知事は、1及び2の規定による登録の可否について、遅滞なく、その旨を別紙様式第8号により登録申請者に通知するとともに、別紙様式第9号により関係市町長に通知するものとする。
- 4 第5の1の規定に基づく登録申請者において、3の規定により非登録である旨の通知があった場合に、育成経営体として登録を希望する場合は、その旨を別紙様式第10号により知事に申し出ることができる。
- 5 知事は、4の申出があった場合は、再審査を行い、申請内容が別表2の基準に適合する場合は、育成経営体として登録するものとする。

6 前項の規定による登録の可否については、3の規定を準用する。

第8 登録の有効期間

- 1 第7の1及び2の登録の有効期間は、公表日の翌日から開始し、その日から5年以内に到来する申請者の事業期間の末日から3か月後までとする。なお、別紙様式第3号の事業期間の年次は、申請者の事業年度とし、事業年度を定めていない場合は暦年とする。
- 2 第7の1及び2の規定に基づき林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）は、登録を更新することができるものとし、その手続きは第5及び第7の規定を準用する。
- 3 第7の1及び2の規定による登録は、有効期間が満了する日の30日前までに2の規定に基づく更新に必要な書類が受理されなければ、その期間の経過によって、抹消されるものとする。

第9 変更の届出

- 1 登録経営体は、第5の1の（1）及び（2）の情報に変更があったときは、遅滞なく、別紙様式第11号により知事に届け出るものとする。
- 2 登録経営体は、第5の1の（3）から（17）に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式第12号に変更後の内容を記載した別紙様式第3号及び第5の3で規定する書類を添付し、知事に届け出ることができる。
- 3 知事は、1及び2の届出に基づき登録内容を変更したときは、その旨を別紙様式第8号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式第9号により関係市町に通知するものとする。

第10 林業経営体名簿の公表

- 1 知事は、林業経営体名簿のうち、別紙様式第7-1号について、県の公式ホームページ上で公表するものとする。
- 2 知事は、林業経営体名簿のうち、別紙様式第7-2号について、林業課内で閲覧に供するものとする。

第11 実施状況報告

登録経営体は、毎事業年度の実施状況について、事業実施状況報告書（別紙様式第13号）を作成し、当該報告に係る事業年度の終了後3か月を超えない日までに、知事に報告するものとする。ただし、災害その他当該経営体の責めに帰することのできない事由による場合で、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

第12 登録の取消

知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- （1）登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
 - （2）登録経営体が必要な登録基準を満たさなくなった場合
 - （3）登録経営体から別紙様式第14号による申出があつた場合
 - （4）登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - （5）その他知事が定める場合
- 2 知事は、1の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式第15号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式第16号により関係市町に通知するものとする。また、登録の取消をした林業経営体名と取消をした理由を県公式ホームページ上で公表するものとする。

とする。ただし、１の（１）の個人の場合にあってその死亡が確認された場合を除く。

附 則

- １ この要領は、令和元年８月５日から施行する。
- ２ この要領の施行に伴い、広島県林業事業体に関する情報の登録・公表実施要領（平成２４年３月２１日制定）は廃止する。
- ３ この要領が施行された日において、移行措置により選定され、公表されている育成経営体の効力は、引き続き令和元年度末まで有効とするが、本要領に基づき新たに選定された日をもって、その効力を失うものとする。

附 則

- １ この要領は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、令和７年７月１日から施行する。